

事務連絡
令和6年5月28日

関係府省庁等 船舶活用医療担当課室 御中

内閣官房
船舶活用医療推進本部設立準備室

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行及び
船舶活用医療推進本部の設置について（周知）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号。以下「法」という。）について、本年6月1日に施行され、内閣に内閣総理大臣を本部長とする船舶活用医療推進本部が設置されることとなります。

今後、政府においては、法に基づき、船舶活用医療推進本部を司令塔とし、以下の考え方を基本として、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に向け、整備推進計画の策定等に組み込んでいくことを予定しております。

貴府省庁等におかれましても、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進について予め御了知いただきますとともに、今後一層の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、本事務連絡及び別紙の内容について、貴府省庁等内の関係者にも広く御共有いただくとともに、関係機関及び関係団体へも御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 法について（別紙（法の概要）も御参照ください。）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制（以下「船舶活用医療」という。）は、災害が発生した地域等において必要とされる医療を、船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資するために行われるものです。

国は、この基本理念にのっとり、船舶活用医療の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

なお、ここでいう「災害時等」とは、災害が発生した時または感染症が発生しもしくはまん延し、もしくはそのおそれがある時をいいます。【第1条～第3条関係】

法の施行により、今後、次に掲げる基本方針に基づき、船舶活用医療の整備が推進されることとなります。

- ① 陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力を確保すること。
- ② 必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、医療の提供の用に主として供するための船舶を保有すること（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）。
- ③ 必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員を確保すること。
- ④ 教育訓練等を実施することにより人材を育成すること。
- ⑤ 必要な医薬品、医療機器その他の物資を確保すること。
- ⑥ 災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用すること。
- ⑦ 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。
- ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、必要と認められる施策を実施すること。

【第4条関係】

今後、政府は法に基づき、整備推進計画を閣議決定するとともに、必要に応じて法制上または財政上の措置を講ずるものとしています。【第5条・第6条関係】

政府は、船舶活用医療の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために、内閣に、本部長を内閣総理大臣、副本部長を内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災担当）及び厚生労働大臣、本部員をその他全ての国务大臣とする、船舶活用医療推進本部が設置されることとなります。

本部は、次に掲げる事務をつかさどることとしています。

- ① 船舶活用医療の整備の推進に関する総合調整に関すること。
- ② 整備推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- ③ 船舶活用医療の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
- ④ 船舶活用医療の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

【第7～12条関係】

2. これまでの検討状況について

内閣官房では、令和4年に船舶活用医療推進本部設立準備室を設置し、関係府省の協力を得ながら、法の施行に向け下記の通り検討を進めてきたところです。

<災害時における船舶活用医療の役割について>

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模災害が起きた場合、被災地の医療現場では医療資源が不足し、処置できない患者数が膨大になるため、一人でも多くの命を救うためには、被災地の医療機能継続とともに、外部からの支援が必要です。そのため、船舶活用医療（政府が主として行うものをいう。以下同じ。）は、陸上医療機関を補完し、主に以下の2つの役割を果たすことを想定しています。

① 脱出船：被災地の中等症や軽症患者に医療行為を実施しながら、被災地から離れた場所にある病院等に患者を移送するもの。

② 救護船：被災地付近の港に接岸し、一定期間、現地で救護活動するもの。

これらの役割について、被災地のニーズに合わせて柔軟に対応できるよう、あらかじめ船自体に医療資器材等を備え付けるのではなく、災害時にカーフェリー型の船舶に医療モジュール・資器材等を搭載する方式を軸に検討を進めることを想定しています。

また、船舶活用医療の活動時期は、上記①、②の活動が効果的であると考えられる時期や活動に向けた準備や安全確認等に要する時間等も踏まえ、原則として発災後72時間以降の急性期～亜急性期とし、対象はICU管理等が必要な重症者を除くことを想定しています。

<船舶活用医療に活用する船舶、資器材及び人員について>

船舶活用医療に活用する船舶については、政府は、当面の間は、災害時に民間事業者の船舶を活用して船舶活用医療を提供することとし、この活用に向け、政府は民間事業者等と協力を図る方向性を軸に調整を進めることを想定しています。

また、医療従事者は、国の全面的な支援の下、被災都道府県を通じてDMAT、日本赤十字社、JMAT等から確保することとし、資器材については、医療用のものについては上記の医療チームが保有するものを活用し、それ以外のものについては政府が調達する方向性を軸に調整を進めることを想定しています。

3. 今後のスケジュールについて

今後、政府は法に基づく整備推進計画の策定、船舶活用医療を効果的に実施するため必要な活動要領及び体制の整備並びに役割分担の整理等の必要な検討を行った上で、早期に船舶活用医療の運用が開始できるよう、準備を進めてまいりたいと考えています。

以上

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 概要

目的（第1条）

（令和3年6月18日 法律第79号）

海に囲まれた我が国においては**災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時**（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で**船舶を活用した医療の提供が効果的**であることに鑑み、災害時等における**船舶を活用した医療提供体制の整備を推進**する。

基本理念（第2条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において**必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護**することに資することを旨として、行われなければならない。

国の責務（第3条）

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

基本方針（第4条）

- ① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との**適切な役割分担及び相互の連携協力の確保**
- ② 災害が発生した地域等において**必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有**（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）
- ③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の**人員の確保**
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる**人材の育成**
- ⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の**物資の確保**
- ⑥ **災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用**
- ⑦ **民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用**
- ⑧ その他

必要な措置（第5条）

政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。必要となる**法制上の措置**については、この法律の**施行後一年以内**を目途として講じなければならない。

整備推進計画（第6条）

政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な**整備推進計画**を策定しなければならない。
内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、**国会に報告**するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により**公表**しなければならない。

本部（第7条—第15条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、**内閣に、全ての国務大臣によって構成される船舶活用医療推進本部**及びその事務局を設置（本部長は内閣総理大臣）

施行期日（附則第1項）

公布の日から起算して**三年を超えない範囲内**において政令で定める日（令和6年6月1日施行）

検討（附則第2項）

本部について、**施行後五年を目途に検討**し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。